

●業務

1. 障害の種別や各種ニーズに対応できる相談窓口や、新規ケースの緊急的な相談支援や相談支援事業所等への引継ぎ
2. 地域の相談支援体制強化
3. 障害者自立支援協議会等の運営等に関すること
4. 社会資源の活用支援
5. 権利擁護・虐待防止（虐待事案の会議への参加やフォロー・予防啓発）
6. 地域移行・地域定着促進の取り組み
7. 地域生活支援拠点に関すること

●草津市の相談体制（令和4年8月）



●基幹相談支援コーディネーターはどんな業務をしているのか？（抜粋）

①障害種別を問わず、様々な機関から相談があった場合の窓口となり、関係機関につながります。

②相談支援専門員の支援や人材育成の研修の実施等

基幹相談支援コーディネーターは上の図の第3層の相談機能になります。市内の相談支援事業所＝計画相談支援事業（第1層）や、第2層の委託相談支援事業（草津市立障害者福祉センターと地域生活支援センター風）の相談員の業務の相談にのったり、支援方法を一緒に考えたりします。相談支援専門員のスキルアップのための研修会を企画したりします。

③市内の相談支援事業所に巡回訪問

相談支援専門員が所属する事業所に巡回訪問し、相談支援体制の充実に向けた提案などを施設の長と相談支援専門員からお話を伺い一緒に考えます。相談体制検討PJの報告の実施。

④障害児（者）自立支援協議会の活動

8月からは、幅広い障害福祉の分野別の現状や課題を把握し、一緒に解決に取り組めるよう課題別懇談会を行っています。重度心身障害や発達障害等関係機関の方々と懇談し、ニーズに合わせて継続的に検討ができるよう、部会などに発展できるよう活動しています。

⑤把握しやすい社会資源検索の工夫…「自立支援協議会のホームページのアップ」

「草津市立障害者福祉センターのホームページ」→「自立支援協議会」→「障害福祉サービスの検索」